

# 覚書

\_\_\_\_\_（以下、「甲」と云う）及びタイ国日本人会（以下、「乙」と云う）は次の通り合意した。

1. 甲は、乙の会員証を提示及び所有する者に対し、甲が行う事業の一部を優遇する（以下、「本優遇」と云う）。
2. 本優遇の内容は、甲及び乙の合意により、別紙にて決定する。
3. 甲は、事業場所にて、乙の交付する会員マークの提出を行うこととする。同時に両者は本優遇の内容を広く広報・告知することが出来る。
4. 本優遇の内容は、甲の都合により変更することが出来る。但し、その場合、甲は、変更の内容を速やかに乙へ申し出ると共に、乙の会員に対し事業所等で知らしめることとする。
5. 甲は、乙に対する文書での2ヶ月以上前の通知を持って、本覚書を撤回し、本優遇を中止することが出来る。乙は、甲の倒産や犯罪への関与等により本優遇の継続が不相当と判断したときは、本覚書を撤回し、甲に対して本優遇の中止を求めることが出来る。その場合、甲は、直ちに本優遇を中止し、第3項の会員マークを返還若しくは撤去するものとする。
6. 本優遇に関して発生した問題及び紛争は、甲が責任を持ってこれを解決するものとする。尚、この責任は、本覚書の撤回により影響を受けないものとする。
7. 本優遇の開始日は \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日とする。
8. 本覚書に定めのない事項及び本覚書の解決につき疑義が生じた際は、甲、乙とも誠意を持って協議の上、決定、または解決するものとする。
9. 甲及び乙は、本覚書の内容を確認の上、これに署名し、各1通ずつ保有する。

年 月 日

甲: \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ )

乙: タイ国日本人会 事務局長 村上恵一

\_\_\_\_\_

2022年3月改訂